

申込者による写真撮影許可条件及び注意事項

1. 撮影をご希望される場合、予め日時をご予約ください。
(なるべく撮影ご希望日の一週間前までにご連絡ください。)
2. 撮影は館の指定する撮影室でお願いいたします。
3. 撮影に必要な機材は申込者をご用意ください。
4. 著作権保護期間内の資料(著作者の没年不明の資料を含む)は、APS フィルム及びデジタルカメラでの撮影はできません。フィルムカメラをご使用ください。
5. 撮影時間は 9:30～11:30 または 13:30～15:30 のいずれかをお選びください。
6. カット数の数え方は以下の通りです。
 - アングルを変えず絞り等を変えただけの撮影は全て1カットとします。また、アングルを変えた撮影は複数カットとします。
 - 一枚物の撮影で、全体が1カットに入りきらず複数カットに分けて撮影された場合、撮影したカット数で数えます。
 - 全体を1カットで撮れる場合でも、申込者のご意志で何カットかに分けて撮影された場合、そのカット数で数えます。
 - 全体を1カットで撮られた後、更に部分を何カットかで撮られた場合、合計カット数で数えます。
7. 撮影される資料は、原則として係員が閲覧室から撮影室に運びます。持ち出す前と返却時に係員が 冊数を確認しますのでご了承ください。
8. 撮影中は係員が必ず立ち会います。
9. 撮影する資料は慎重にお取り扱いください。
10. 撮影の設営が資料を損傷してしまう恐れがある場合は、設営方法をご変更いただくか、もしくは撮影を中止していただく事もありますのでご了承ください。
11. 損傷が激しい資料については撮影ができないものもあります。
12. 資料によっては、撮影の際、照明の制限をお願いすることもあります。
13. 資料を損傷された場合は、同一のものまたは金銭で弁償していただきます。
14. 休憩をとられる為、撮影機材を撮影室においたままにされる場合、鍵はかけますが万一の事故に関しては一切の責任はとりかねますので、ご了承ください。